

【別添資料】

施設評価について（２）

（児童施設、行政施設、衛生施設、市民集会施設、医療施設）

西宮市

目 次

1. 施設評価について	1
(1) 施設評価について	1
(2) 施設評価のフロー	2
(3) 一次評価	3
(4) 二次評価	5
(5) 総合評価	6
【参考】施設の健全度判定について	7
2. 施設評価個票	11
(1) 施設評価個票について	11
(2) 施設評価個票	14

1. 施設評価について

(1) 施設評価について

- ・ 建築系公共施設個別施設計画の策定において、各施設の対応方針を定めるにあたり、点検・診断等によって得られた施設の状況や施設が果たしている役割・機能・利用状況等を考慮する必要があることから施設評価を実施しました。(本計画の対象施設のうち 214 施設を対象に実施しています)

【計画対象施設数】

総合管理計画		建築系公共施設個別施設計画		本計画対象外の施設※ ²
施設区分	施設数	対象施設	施設評価実施施設※ ¹	
社会教育関連施設	46	44	39	2
運動施設	15	15	15	0
文化施設	18	18	18	0
保健・福祉施設	33	28	28	5
児童施設	93	81	40	12
行政施設	126	74	33	52
衛生施設	9	5	5	4
公園施設	47	6	0	41
市民集会施設	36	35	35	1
ごみ処理施設	2	0	0	2
医療施設	3	1	1	2
その他施設	69	16	0	53
小計	497	323	214	174
学校施設	85	—	—	—
住宅施設	80	—	—	—
合計	662	—	—	—

(平成 30 年 3 月 31 日時点の施設数を基に作成)

※ 1 施設評価実施施設

計画策定にあたり、施設の状態や役割、利用状況等に基づく「施設評価」を実施した施設。

個別に修繕計画を策定している「本庁舎関係の施設」、「消防分団」や「留守家庭児童育成センター」のように順次建替え等を進めている施設、「公園施設」や「自転車駐車場」といった施設は、所管部局で個別に対応を進めるものとして施設評価は行っていませんが、今後の施設の対応方針については本計画書へ記載しています。

※ 2 対象外の施設

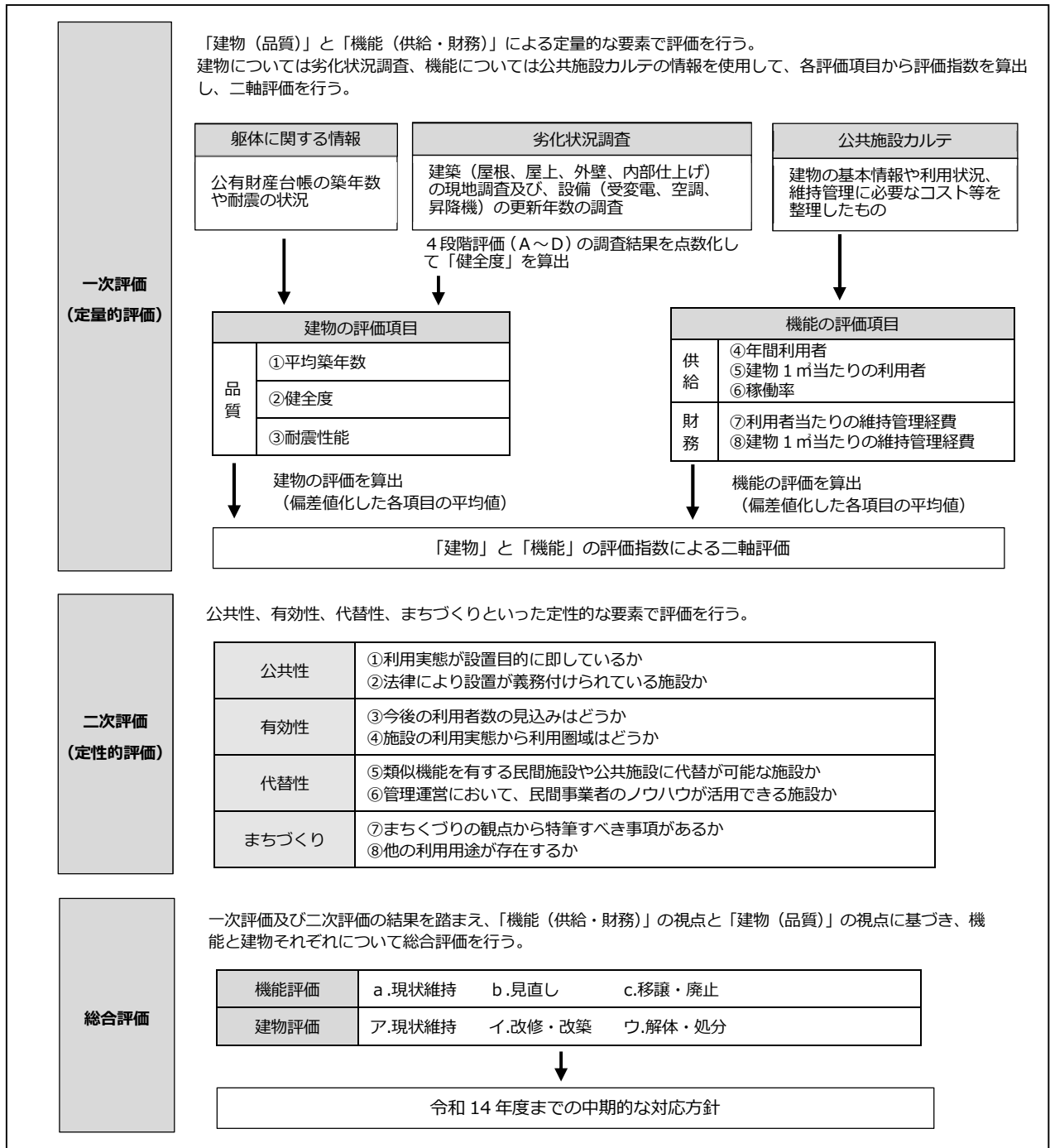
- ・ 賃貸借等の施設
- ・ 小規模な建物等 (倉庫・トイレ等)
- ・ ごみ処理施設・中央病院関連施設
- ・ 「その他施設」の普通財産貸付施設
- ・ 上記以外で解体や廃止する施設 (予定含む)

(2) 施設評価のフロー

- ・評価は、「一次評価（定量的な評価）」、「二次評価（定性的な評価）」、「総合評価」で実施します。

【一次評価】：施設の建物（品質）と機能（供給・財務）の観点から定量的な評価として行います
 【二次評価】：定量的な評価では表せない定性的な要素（公共性、有効性、代替性、まちづくり）から評価を行います。
 【総合評価】：一次評価及び二次評価の結果を踏まえて「総合評価」を行います。
 総合評価は本計画の令和 14 年度までの中期的な対応方針としています

【施設評価のフロー】



(3) 一次評価

・建物（品質）と機能（供給・財務）の二軸による評価を行います。

① 評価項目

・評価項目は下表のとおりです。

【一次評価の評価項目】

分類	評価項目	内容	
建物	品質	①平均築年数	建築後の経過年数（施設構成棟の平均築年数）
		②健全度	劣化状況調査による総合評点 ※ 1
		③耐震性能	耐震性があるか（新耐震基準、旧耐震基準で補強不要又は耐震補強済み） ※ 2
機能	供給	④年間利用者	施設の延べ利用者数
		⑤建物 1 m ² 当たりの利用者	延べ利用者数 / 施設総延床面積
		⑥稼働率	貸部屋の利用コマ数 / 総コマ数
	財務	⑦利用者当たりの維持管理経費	維持管理経費（支出） / 延べ利用者数
		⑧建物 1 m ² 当たりの維持管理経費	維持管理経費（支出） / 施設総延床面積

④～⑧については公共施設カルテで延べ利用者（又は延べ園児数）や維持管理経費の記載がある施設が対象となります。
（複合施設において、面積や維持管理経費が他の施設に含まれる場合は記載がない施設があります）

※ 1 健全度については、「【参考】施設の健全度判定について」を参照

※ 2 耐震基準を満たしている場合は 100 点、満たしていない場合は 0 点

満たしている場合の条件：新耐震基準、旧耐震基準で補強不要又は耐震補強済み

② 偏差値の算出

・各評価項目について偏差値を算出します。

建物（品質） ⇒ 全施設から偏差値を算出します。

機能（供給・財務） ⇒ 同様の機能を有したグループ内で偏差値を算出します。

グループについては、公共施設等総合管理計画の施設区分（細分類）を使用

【総合管理計画の施設区分】（施設評価の対象施設のみ）

大分類	細分類
社会教育関連施設	1. 公民館 2. 図書館 3. その他
運動施設	1. 運動施設
文化施設	1. 市民会館 2. ホール 3. その他
保健・福祉施設	1. 高齢者施設 2. 障害者関連施設 3. 保健施設 4. その他
児童施設	1. 市立保育所 2. 民間保育所・地域型保育施設 3. 児童館・児童センター 4. 子育て総合センター及び児童発達支援センター関連施設
行政施設	1. 庁舎・支所等 2. 消防施設 3. その他
衛生施設	1. 墓園等 2. その他
市民集会施設	1. 市民館 2. 共同利用施設 3. その他
医療施設	1. 医療施設

※ 細分類が 1 施設しかないもの（市民会館や医療施設）は、比較施設がないため機能の偏差値は算出しません。

③偏差値の平均点の算出

- 各評価項目で算出した偏差値について、「建物（品質）」と「機能（供給・財務）」それぞれの平均値を算出します。

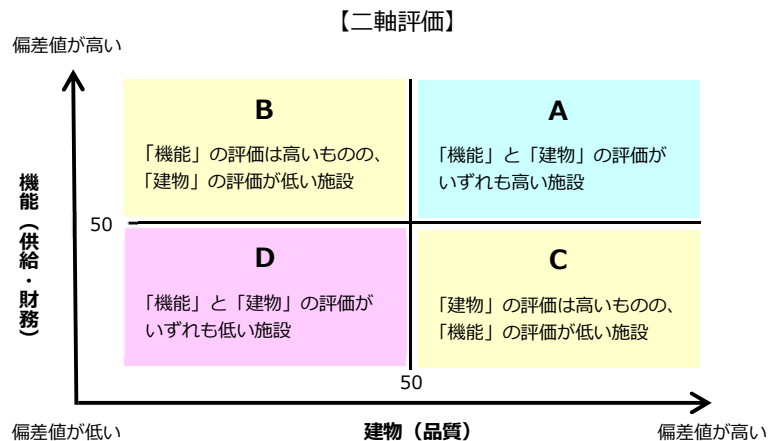
【算出例】

評価項目	建物			機能				
	品質			供給			財務	
	① 平均築年数	② 健全度	③ 耐震性能	④ 年間利用者	⑤ 建物 1 m ² 当たりの 利用者	⑥ 稼働率	⑦ 利用者 当たりの 維持管理経費	⑧ 建物 1 m ² 当たりの 維持管理経費
偏差値	35.8	54.4	53.1	60.9	53.1	53.2	57.3	56.2
平均値	47.77			56.14				

※供給の評価項目が無い場合、機能の評価は「⑧建物 1 m²当たりの維持管理経費」のみとなります。

④建物と機能の評価指数による二軸評価

- 「建物（品質）」を横軸、「機能（供給・財務）」を縦軸にとり、偏差値 50 を中心として、A～D の 4 つの区分に分類して二軸評価を行います。
（評価結果の分析イメージは下表のとおりです）
- 一次評価は、一定の評価基準を設けて定量的な観点で分析した場合にどうなるかを示したものであり、施設の今後の方針を決定するにあたって参考とするものです。
- 施設の対応方針を定めるにあたっては、二次評価、総合評価を通して方針を決定していきます。



【評価結果の分析イメージ】

区分	概要
Aのエリア	「建物」と「機能」の評価がいずれも高いことから、今後も施設を維持することが望ましいと考えます。
Bのエリア	「機能」の評価が高いものの、「建物」の評価が低いことから、施設の改修や改築を図ることが望ましいと考えます。 また、場合によっては他施設へ機能の複合化を進めることによって、当該施設を廃止することも考えられます。
Cのエリア	「建物」の評価は高いものの、「機能」の評価が低いことから、サービスやコストの改善に向けて検討を行うことが望ましいと考えます。 また、他の機能へ用途変更することも考えられます。
Dのエリア	「建物」と「機能」の評価がいずれも低いことから、サービスの廃止とともに、施設を処分することが考えられます。また、機能としてサービスを継続する場合は、サービスやコストの改善を図るとともに、施設の改修や改築を検討することが考えられます。

(4) 二次評価

- ・ 定量的な評価では表せない定性的な要素（公共性、有効性、代替性、まちづくり）から評価を行います。
- ・ 各評価項目には選択肢と評価理由等を記載する欄を設けます。

【二次評価の評価項目】

区分	評価項目	評価の考え方と選択肢
公共性	①利用実態が設置目的に即しているか	<p>■ 利用の実態を踏まえ、どのような利用のされ方をしているかで評価する。</p> <p>■ 選択肢 「即している」 「即していない」 「不明」</p>
	②法律により設置が義務付けられている施設か	<p>■ 根拠となる法律の有無にて評価する。法律において設置が義務付けられていない場合でも、設置の目的等が位置づけられていれば「義務付けられている」とする。</p> <p>■ 選択肢 「義務付けられている」 「義務付けられていない」</p>
有効性	③今後の利用者数の見込みはどうか	<p>■ 過去の利用者数のトレンドを参考に、今後（数年間）の利用者の見込みを想定して評価する。また、今後、予定されている機能改善や新たな企画等の実施予定から想定して評価する。</p> <p>■ 選択肢 「増加する見込みである」 「変わらない見込みである」 「減少する見込みである」 「－」（該当しない場合に選択）</p>
	④施設の利用実態から利用圏域はどうか	<p>■ 利用の実態からみて、概ねどの圏域の住民の利用が多いかで評価する。</p> <p>■ 選択肢 「全市的」 「地域性がある」 「－」（該当しない場合に選択）</p>
代替性	⑤類似機能を有する民間施設や公共施設に代替が可能な施設か	<p>■ 同様の機能を有した民間施設や公共施設の有無で評価する。</p> <p>■ 選択肢 「可能」 「不可能」 「不明」</p>
	⑥管理運営において、民間事業者のノウハウが活用できる施設か	<p>■ 本市及び周辺自治体において、指定管理、業務委託等による管理運営を委託した実績の有無等により評価する。</p> <p>■ 選択肢 「実績あり」 「実績なし」 「不明」</p>
まちづくり	⑦まちづくりの観点から特筆すべき事項があるか	<p>■ 本市の各種計画や施策に位置づけられた重要な役割を担う施設であるかによって評価する。</p> <p>■ 選択肢 「特筆すべき事項あり」 「特筆すべき事項なし」</p>
	⑧他の利用用途が存在するか	<p>■ 従来の利用目的以外の別な利用用途の存在や特別な指定を受けているかによって評価する。（避難所に利用されている、文化的、景観的価値がある等）</p> <p>■ 選択肢 「他の利用用途あり」 「他の利用用途なし」</p>

(5) 総合評価

- ・一次評価及び二次評価の結果を踏まえ、「機能（供給・財務）」の視点と「建物（品質）」の視点に基づき、機能と建物それぞれについて総合評価を行います。

【総合評価の内容】

評価項目	評価結果	今後の対応方針等
機能評価	a. 現状維持	施設が有する機能を現状のまま維持する。
	b. 見直し	利用状況やコスト状況等を考慮し、他機能の複合化や機能の集約化、用途変更、又は施設のサービス向上やコスト改善などを行う。 ア. 複合化：異なる複数の機能を一つの建物に統合・並置する。 イ. 集約化：複数の施設にまたがる同様の機能群に対し、個々の機能を細分化し、再構成したうえで一つの建物等にまとめる。 ウ. 用途変更：既存施設の全体あるいは一部を他の用途へ変更し、有効活用を図る。 エ. その他：施設の利用者数、稼働率等のサービス向上及びコスト改善などを検討する。
	c. 移譲・廃止	利用状況、コスト状況等を考慮し、機能を廃止する。 ※機能を民間や地域に移譲、譲渡する場合を含む。
建物評価	ア. 現状維持	施設を現状のまま維持する。
	イ. 改修・改築	施設を維持するための改修や改築（建替え）を行う。 また、施設の長寿命化の検討・改修を行う。
	ウ. 解体・処分	機能の評価や老朽化状況等を勘案して、解体・処分を行う あ. 施設を解体 い. 施設を民間へ譲渡（売却）又は賃貸 う. 施設を地域へ移譲



「機能評価」と「建物評価」の結果の集計表としてまとめたイメージ

【総合評価の集計】

		【建物の評価】			機能の評価合計	
		現状維持	改修・改築	解体・処分		
【機能の評価】	現状維持					
	見直し	複合化	施設数を記載して集計			
		集約化				
		用途変更				
		その他				
移譲・廃止						
建物の評価合計						

【参考】施設の健全度判定について

①健全度判定の評価項目

- ・健全度判定に用いる評価項目は、以下の部位とします。
- ・なお、屋根・屋上、外壁、内部仕上げは、劣化状況調査による目視での評価としますが、設備については、目視による評価が困難なことから設置（更新）年からの経年による評価とします。

評価項目

番号	部 位	調査方法
①	屋根・屋上	目視
②	外壁	目視
③	内部仕上げ	目視
④	受変電設備	経年
⑤	空調設備	経年
⑥	昇降機設備	経年

(中長期修繕計画で対象となっている部位と内部仕上げを評価)

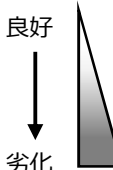
②評価基準

- ・各部位について、施設点検及び経過年数に基づき健全度の状況をA、B、C、Dの4段階で判定し、健全度を点数化します。

①目視による評価基準

目視による評価（①屋根・屋上、②外壁、③内部仕上げ）

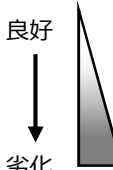
評 価	基 準	配点
A	おおむね良好	100点
B	部分的に劣化（安全上、機能上、問題なし）	75点
C	広範囲に劣化（安全上、機能上、不具合発生の兆し）	40点
D	早急に対応する必要がある	10点



②経年による評価基準

経年による評価（④受変電設備、⑤空調設備、⑥昇降機設備）

評 価	基 準	配点
A	経過年数が10年未満	100点
B	経過年数が10年以上20年未満	75点
C	経過年数が20年以上30年未満	40点
D	経過年数が30年以上	10点



③計算方法

- ・劣化による建物全体への影響度合いなどを考慮して、部位ごとに重要度係数を設定します。

評価点（①～⑥）

番号	部 位	重要度係数	満点
①	屋根・屋上	1.0	100 点
②	外壁	1.0	100 点
③	内部仕上げ	0.25	25 点
④	受変電設備	0.5	50 点
⑤	空調設備	0.5	50 点
⑥	昇降機設備	0.5	50 点
	合計		375 点

【重要度係数】西宮市の「公共施設の中長期修繕計画」に該当する項目のうち
躯体に関わる「①屋根・屋上」、「②外壁」は 1.0
設備関係の「④受変電設備」、「⑤空調設備」、「⑥昇降機設備」は 0.5
それ以外の「③内部仕上げ」は 0.25

- ・これらの評価点、重要度係数を用いて、施設の健全度の点数を算出します。

$$\text{健全度の点数} = \frac{\text{評価点} : \sum (\text{部位の A} \sim \text{D 評価による配点} \times \text{重要度係数})}{375 \text{ 点}} \times 100$$

健全度の計算は A～D の評価に対する評価点に重要度係数を乗ることにより、点数を算出します。
なお、100 点満点に換算するため、満点の 375 点で除した後、100 点を乗じます。
①～⑥については該当するものが無ければ、分母の 375 点から減点して計算します。

※複数棟がある施設の評価点：各棟の評価が異なる場合があるため、各棟で「棟の評価点×棟の延床面積」を算出し、その合計を「各棟の延床面積の合計」で割算した数値を使用しています。

④劣化状況調査

【①屋根・屋上、②外壁、③内部仕上げ】

- ・劣化状況調査として目視での評価を実施しました。
- ・施設評価の対象施設のうち、民間複合施設 20 施設及び直近で建替予定などの 14 施設を除いた 180 施設において棟毎に実施
- ・評価の判定は、次頁の「評価の基本的考え方」をもとに評価を行っています。

【④受変電設備、⑤空調設備、⑥昇降機設備】

- ・設備については経年による評価のため、中長期修繕計画、図面情報及び公会計情報をもとに、最新の設置または更新年度を可能な範囲で事前に記載した調査票を作成し、施設所管課へ照会を実施しました。

評価の基本的考え方【①屋根・屋上、②外壁、③内部仕上げ】

部位	劣化状況調査票における「劣化状況」	評価の基本的考え方	仕様
1 屋根・ 屋上	降雨時に雨漏りがある	①降雨時に複数箇所でも雨漏りしている又は1箇所でも重度の雨漏りしている場合をD評価とする。 また、1箇所でも目視確認又はバケツを置くような雨漏り(ヒアリング等による)、があれば、C評価とする。	
	天井等に雨漏り痕がある	②雨漏り痕が1~2箇所であればB評価とする。 雨漏り痕が3~9箇所又は1~2箇所でも重度であればC評価とする。 雨漏り痕が10箇所以上をD評価とする。	
	防水層に膨れ・破れ等がある	③部分的な膨れ、はらみ(アスファルト・シート・塗膜防水)ならB評価とする。 広範囲の膨れ、はらみ(アスファルト・シート・塗膜防水)又は部分的な破断・穴あき・破れなどがみられたらC評価とする。 広範囲の破断・穴あき・破れなどがみられたらD評価とする。	アスファルト防水 シート防水 塗膜防水
	屋根葺材に錆・損傷がある	④部分的なさび、変色、変質、ひび割れならB評価とする。 広範囲のさび、変色、変質、ひび割れ又は部分的な腐食・損壊ならC評価とする。 広範囲な腐食・損壊ならD評価とする。	金属板(長尺、折板、平葺き)、瓦
	笠木・立上り等に損傷がある	⑤上記(③)と同様	
	樋やルーフトレを目視点検できない	樋やルーフトレに異常があれば、チェックを入れる。 ※ただし、評価(A~D)の対象外とする。 異常の内容は、下段の「特記事項」欄において、記載する。	
	その他点検等で指摘がある	上記以外での異常箇所や気づいた点等があれば、チェックを入れる。 その内容は、下段の「特記事項」欄において、記載する。	
2 外壁	鉄筋が見えているところがある	①鉄筋の露出・爆裂が、1~2箇所であればB評価とする。 鉄筋の露出・爆裂が3~4箇所又は1~2箇所でも重度であればC評価とする。 鉄筋の露出・爆裂が5箇所以上をD評価とする。	
	外壁から漏水がある	②雨漏り痕の場合は、1~2箇所であればB評価とする。 雨漏り痕が3~9箇所又は1~2箇所でも重度であればC評価とする。 雨漏り痕が10箇所以上をD評価とする。 降雨時に複数箇所でも雨漏りをしている場合はD評価とする。	
	塗装の剥がれ	③部分的な塗装の変質、変色であればB評価とする。 広範囲の塗装の変質、変色又は部分的な剥離、剥がれであればC評価とする。 広範囲な剥離、剥がれであればD評価とする。	塗り仕上げ 吹付塗装 金属系パネル
	タイルや石が剥がれている	④部分的なタイル・石の浮き、ひび割れであればB評価とする。 広範囲なタイル・石の浮き、ひび割れ及び部分的な欠落、剥離であればC評価とする。 広範囲な欠落、剥離であればD評価とする。	タイル張り 石張り
	大きな亀裂がある	⑤部分的なさび、ひび割れ(0.3<W≤0.4)であればB評価とする。 広範囲のさび、ひび割れ(0.3<W≤0.4)又は部分的なひび割れ(0.5≤W<1.5)、欠落、剥がれであればC評価とする。 部分的なひび割れ(1.5<W)、広範囲な欠落、剥がれ、ひび割れ(0.5≤W<1.5)であればD評価とする。	塗り仕上げ 吹付塗装 金属系パネル セメント系パネル
	界面剥離、弾力低下がある	⑥部分的な界面剥離、弾力低下であれば、B評価とする。 広範囲な界面剥離、弾力低下又は部分的な損壊であれば、C評価とする。 広範囲な損壊であればD評価とする。	
	窓・ドアの廻りで漏水がある	⑦漏水が、1~2箇所であればB評価とする。 漏水が3~9箇所又は1~2箇所でも重度であればC評価とする。 漏水が10箇所以上をD評価とする。	
	窓・ドアに錆・腐食・変形がある	⑧部分的な変形・さびであればB評価とする。 広範囲な変形・さび又は部分的な腐食、損壊であればC評価とする。 広範囲な腐食、損壊であればD評価とする。	
	外部手すり等の錆・腐朽	⑨部分的なさびであれば、B評価とする。 広範囲のさび又は部分的な腐朽であればC評価とする。 広範囲の腐朽であればD評価とする。	
	その他点検等で指摘がある	上記以外での異常箇所や気づいた点等があれば、チェックを入れる。 その内容は、下段の「特記事項」欄において、記載する。	

部位	劣化状況調査票における「劣化状況」	評価の基本的考え方	仕様
3 内 部 仕 上 げ	剥がれ、亀裂がある。	①部分的な浮き、亀裂(シート、クロス等)、ひび割れ($W \leq 0.4$)であればB評価とする。 広範囲の浮き、亀裂(シート、クロス等)、ひび割れ($W \leq 0.4$)又は部分的な欠落、剥がれ、ひび割れ($0.5 \leq W < 1.5$)であればC評価とする。 部分的なひび割れ($1.5 < W$)広範囲な欠落、剥がれ、ひび割れ($0.5 \leq W < 1.5$)であればD評価とする。 ※内部仕上げについては複数の部屋(教室)が存在することが考えられるが、1つの部屋でもD評価に該当する事象が確認されれば、棟としての評価はDとする。	天井：ボード 壁：クロス、 ボード 床：シート、 タイルなど
	懸垂物・付属物等	②スピーカー、照明灯具、換気扇等の懸垂物や付属物について、位置のずれがあればB評価とする。脱落、欠損があればC評価とする	
	その他点検等で指摘がある	上記以外での異常箇所や気づいた点等があれば、チェックを入れる。その内容は、下段の「特記事項」欄において、記載する。	

経過年数の判断基準【④受変電設備、⑤空調設備、⑥昇降機設備】

部位	評価の基本的考え方
4 受変電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・「受電ケーブル」及び「PAS(高圧気中開閉器)」の改修を行ったものについて更新と判断します。 ・ただし、その他の機器で30年以上更新されていないものがあればD評価とします。 ・毎年行っている保守点検の報告書情報をもとに評価を行う
5 空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ・空調(冷暖房機)は、方式の違いや複数台設置など、更新と判断することが難しいですが、以下の改修(取替)が行われている場合について更新と判断しています。 ・中長期修繕計画の対象となっている熱源改修を行った場合 ・複数台設置されている場合は、概ね施設の過半程度について改修や取替を行った場合
6 昇降機設備	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期修繕計画において改修工事を行った年度で更新と判断しています。

2. 施設評価個票

(1) 施設評価個票について

- 施設評価の内容については、施設ごとに「施設評価個票」を作成して整理しています。

【施設評価個票の項目説明】

1 施設名称などの情報を記載

施設番号	: 総合管理計画の分類別で付番している番号
施設名称	: 施設の名称
所在地	: 所在地（住居表示）を記載
施設分離（大分類）	: 総合管理計画における大分類を記載
施設分類（中分類）	: 総合管理計画における中分類を記載
所管課	: 施設を所管する課名を記載 ※施設評価を行った令和2年度時点の所管課名
併設施設（複合施設）の有無	: 複合施設の場合、名寄せ用に番号を記載

2 基礎情報の記載欄

各項目		説明	
劣化状況調査の状況	棟名称	公有財産台帳に登録されている棟ごとの名称	
	延床面積 (㎡)	公有財産台帳に登録されている棟ごとの延床面積	
	建築年度	公有財産台帳に登録されている棟ごとの建築年度	
	築年数	2019年度 - 建築年度	
	劣化状況	屋根・屋上	現地点検の結果を A~D で表記。 現地点検を行っていない民間複合の施設は「民複」、建替の施設は「建替」を表記。
		外壁	※点検結果の詳細については「劣化状況調査票」を参照。
		内部仕上げ	
受変電設備		設備の更新年度調査の結果 A~D で表記。 該当する設備がない施設については「無」を表記。 調査していない建替の施設は「建替」を表記。	
	空調設備		
	昇降機設備		
品質	①平均築年数	年度の違う棟がある場合は、築年数を面積按分して算出。	
	②健全度	劣化状況調査の結果を点数化したものです。	
	③耐震性能	基準	西宮市耐震改修促進計画における耐震診断結果をもとに点数化したものです。 耐震基準を満たしている場合 = 「100点」 満たしていない場合 = 「0点」 ※満たしている場合の条件・・・新耐震又は旧耐震で補強済か補強不要の場合
		診断	旧耐震で耐震診断を実施済 = 「済」、未実施 = 「未」、新耐震 = 「-」を表記 (耐震診断未実施の場合、基準を満たしているか判別ができないため点数化していません)
	補強	旧耐震で耐震補強済 = 「済」、補強不要 = 「不要」 補強未実施 = 「未」、新耐震 = 「-」を表記。	
供給	④年間利用者 (人)	各年度	施設の延べ利用者数 (公共施設カルテより*)
		平均	延利用者数の3か年平均 (公共施設カルテより*)
	⑤建物1㎡当たりの利用者 (人/㎡)	延利用者数/延床面積 (公共施設カルテより*)	
⑥稼働率	貸部屋の利用コマ数/総コマ数 (公共施設カルテより*)		
財務	⑦利用者当たりの維持管理経費 (円/人)	維持管理経費/延べ利用者数 (公共施設カルテより*)	
	⑧建物1㎡当たりの維持管理経費 (円/㎡)	維持管理経費/延床面積 (公共施設カルテより*)	

※公共施設カルテ 建物の基本情報や利用状況、維持管理に必要なコスト等を整理したもので、市ホームページで公開しています。

3 一次評価の記載欄

各項目		説明	
一次評価	品質の平均偏差値	建物の評価	
	供給・財務の平均偏差値	機能の評価	
	各評価項目の偏差値	品質	①②③
		供給	④⑤⑥
		財務	⑦⑧
レーダーチャート	上記、①～⑧の偏差値をレーダーチャートで表示しています。		
二軸評価	建物（品質）を横軸、機能（供給・財務）を縦軸にとり偏差値 50 を中心として A～D の 4 区分に分類しています。		

4 二次評価の記載欄

各項目		説明
二次評価	公共性	①利用実態が設置目的に即しているか
		②法律により設置が義務付けられている施設か
	有効性	③今後の利用者数の見込みはどうか
		④施設の利用実態から利用圏域はどうか
	代替性	⑤類似機能を有する民間施設や公共施設に代替が可能な施設か
		⑥管理運営において民間事業者のノウハウが活用できる施設か
	まちづくり	⑦まちづくりの観点から特筆すべき事項があるか
		⑧他の利用用途が存在するか

・ 定性的な要素についての評価です。
 ・ 「評価結果」は各評価項目の選択肢、「評価理由等」は評価結果の選択肢を選んだ理由を記載しています。

5 総合評価の記載欄

各項目		説明
総合評価	機能	・ 「機能（供給・財務）」と「建物（品質）」の総合評価について記載しています。
	建物	・ 「評価結果欄」は、各評価項目の選択肢、「中期的な対応方針」は、各評価項目の選択肢に応じて、今後の方針や考え方を記載しています。

(2) 施設評価個票

・総合管理計画の施設分類別に「施設評価個票」を掲載しています。

社会教育施設、運動施設、文化施設、保健・福祉施設は「施設評価について（１）」に掲載

児童施設、行政施設、衛生施設、市民集会施設、医療施設は「施設評価について（２）」に掲載

「施設評価について（２）」の掲載施設

大分類	細分類	連番	施設番	施設名称	頁	
児童施設	市立保育所	1	06101	朝日愛児館	17	
		2	06102	芦原保育所	18	
		3	06103	今津文協保育所	19	
		4	06104	今津南保育所	20	
		5	06105	学文殿保育所	21	
		6	06106	上之町保育所	22	
		7	06107	瓦木北保育所	23	
		8	06108	瓦木みのり保育所	24	
		9	06109	北夙川保育所	25	
		10	06110	甲東北保育所	26	
		11	06111	小松朝日保育所	27	
		12	06112	大社保育所	28	
		13	06113	高須西保育所	29	
		14	06114	高須東保育所	30	
		15	06115	建石保育所	31	
		16	06116	津門保育所	32	
		17	06117	鳴尾保育所	33	
		18	06118	鳴尾北保育所	34	
		19	06119	鳴尾東保育所	35	
		20	06121	浜脇保育所	36	
		21	06123	用海保育所	37	
		22	06124	芦原むつみ保育所	38	
		民間保育所・地域型保育施設	1	06201	東山ぼぼ保育園	39
			2	06202	東山ぼぼ保育園分園	40
			3	06203	夙川夢保育園	41
			4	06207	つぼみの子保育園	42
			5	06208	西北夢保育園	43
			6	06209	ニコニコ桜風水園	44
		児童館・児童センター	1	06301	むつみ児童館	45
			2	06302	浜脇児童館	46
			3	06303	津門児童館	47
			4	06304	鳴尾児童館	48
			5	06305	大社児童センター	49
			6	06306	高須児童センター	50
			7	06307	塩瀬児童センター	51
			8	06308	山口児童センター	52
		子育て総合センター及び児童発達支援センター関連施設	1	06501	こども未来センター	53
			2	06502	北山学園	54
			3	06503	子育て総合センター	55
			4	06504	みやっこキッズパーク	56
	行政施設	庁舎・支所等	1	08108	西宮市役所夙川市民サービスセンター	57
			2	08109	西宮市役所市民課 越木岩分室	58
			3	08110	西宮市役所市民課 西宮浜分室	59
			4	08111	西宮市役所瓦木支所	60
5			08112	西宮市役所上甲子園市民サービスセンター	61	
6			08113	西宮市役所アクタ西宮ステーション	62	
7			08114	西宮市役所甲東支所	63	

大分類	細分類	連番	施設番	施設名称	頁	
行政施設	庁舎・支所等	8	08115	西宮市役所塩瀬支所	64	
		9	08116	西宮市役所塩瀬支所 生瀬分室	65	
		10	08117	西宮市役所鳴尾支所	66	
		11	08118	西宮市役所鳴尾支所 高須分室	67	
		12	08119	西宮市役所山口支所	68	
		13	08120	フレンテ西館事務所	69	
		14	08123	美化第2課事務所	70	
		15	08124	美化第3課事務所	71	
		16	08125	環境衛生課・管財課庁舎	72	
		17	08126	環境事業部庁舎	73	
		18	08127	上下水道局本庁舎	74	
		19	08129	フレンテ東館事務所	75	
		20	08130	生涯学習推進課学習室	76	
		消防施設	1	08201	西宮市消防局	77
			2	08202	西宮消防署	78
			3	08203	西宮消防署北夙川分署	79
			4	08204	鳴尾消防署	80
			5	08205	鳴尾消防署浜分署	81
			6	08206	瓦木消防署	82
			7	08207	瓦木消防署甲東分署	83
	8		08208	北消防署	84	
	9		08209	北消防署山口分署	85	
	10		08212	消防局整備センター	86	
	その他	1	08301	室川町事務室	87	
		2	08302	交通安全対策課分室	88	
		3	08303	西宮市消費生活センター	89	
	衛生施設	墓園等	1	09101	満池谷墓地	90
			2	09103	白水峡公園墓地	91
		その他	1	09201	西宮市食肉センター	92
			2	09202	食肉衛生検査所	93
			3	09203	動物管理センター	94
	市民集会施設	市民館	1	11101	網引市民館	95
			2	11102	市庭市民館	96
3			11103	今津南市民館	97	
4			11104	上ヶ原市民館	98	
5			11105	大筒市民館	99	
6			11106	柏堂市民館	100	
7			11107	神原市民館	101	
8			11108	北甲子園口市民館	102	
9			11109	苦楽園市民館	103	
10			11110	甲子園口市民館	104	
11			11111	甲陽園市民館	105	
12			11113	香櫨園市民館分館	106	
13			11114	夙川西市民館	107	
14			11115	夙東市民館	108	
15			11116	高木市民館	109	
16			11117	中市民館	110	
17			11118	生瀬市民館	111	
18			11119	平木市民館	112	
19			11120	安井市民館	113	
20			11121	八ツ松市民館	114	
21			11122	六軒市民館	115	

大分類	細分類	連	施設番	施設名称	頁
市民集会施設	共同利用施設	1	11201	共同利用施設上甲子園センター	116
		2	11202	共同利用施設瓦林公園センター	117
		3	11203	共同利用施設北瓦木センター	118
		4	11204	共同利用施設甲東センター	119
		5	11205	共同利用施設小松センター	120
		6	11206	共同利用施設高木センター	121
		7	11207	共同利用施設段上センター	122
		8	11208	共同利用施設鳴尾センター	123
		9	11209	共同利用施設鳴尾中央センター	124
		10	11210	共同利用施設浜甲子園センター	125
	その他	1	11301	西宮市市民交流センター	126
		2	11302	広田山荘	127
		3	11303	芦乃湯会館分館 大黒会館	128
		4	11304	西宮市立船坂里山学校	129
医療施設	医療施設	1	13102	西宮市応急診療所	130